

声 明

(統一教会代表役員に対する過料決定について)

2024 (令和6) 年3月27日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田	信也
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹
同	副団長	弁護士	塚田	裕二
同	副団長	弁護士	荻原	典子
同	副団長	弁護士	植田	勝博
同	副団長	弁護士	山田	延廣
同	副団長	弁護士	平田	広志
同	事務局長	弁護士	山口	広

外342名

1 2024 (令和6) 年3月26日、東京地方裁判所は、文部科学大臣による世界平和統一家庭連合 (旧世界基督教統一神霊協会。以下「統一教会」という。) に対する報告徴収に対して統一教会が回答を一部拒否したことに関し、統一教会の代表役員である田中富廣会長に対して、過料10万円に処するとの決定を言い渡しました。

上記決定は、文部科学大臣による報告徴収の前提として、解散の要件を定めた宗教法人法第81条1項1号の法令違反行為に民法の不法行為も含まれると初めて明言し、統一教会が回答を拒否する正当な理由も認められないなどとして統一教会の主張を排斥したものであり、適切かつ妥当な内容といえます。

この過料事件の争点は、宗教法人法第81条1項1号の法令違反行為に民法の不法行為も含まれるかという点などにおいて、現在、東京地方裁判所で審理が行われている解散命令請求事件の争点とも重複するもので、上記決定は解散命令請求事件にも強く影響するものといえます。裁判所におかれては、速やかに解散命

令請求事件の審理を進めていただき、早期に解散命令を発令していただくようお願いいたします。

2 当弁護団は、2023（令和5）年2月22日以降、統一教会に対して7次にわたり集団交渉の申入れを行い損害賠償を求めてきました。しかし、統一教会は、既に確定した司法判断すらも無視し、いたずらに当弁護団の主張する事実・評価を争うなどして被害の存在自体を否定し、誠実に対応しませんでした。そのため、上記申入れの大部分が東京地方裁判所での調停手続に移行しています。依頼者の中には、高齢の方や生活に困窮されている方などが少なくなく、何よりも早期解決が求められています。

当弁護団は、文化庁が過料通知を行う前日の同年9月6日付けで「過料に関する弁護団長談話」を発出し、統一教会に対して、過料通知がなされた意味を真摯に受け止めるとともに自らが生み出した被害を認め、被害者に対して誠実に対応するよう強く求めました。しかし、その後も統一教会の姿勢に変わりはなく、現在に至るまで、被害の存在自体を否定し不誠実な対応を取り続けています。

多くの被害者が存在することについては、上記決定においても、「22件の民事判決で被害者とされた者のほかにも、本件宗教法人の信者らから同様の被害に遭った者が少なからずいることが推認される。」と判示されているところです。

統一教会は、本日付けで「『東京地裁の質問権行使を巡る過料支払い命令決定』に対する公式見解」を発表し、上記決定に対して即時抗告し争う方針を示していますが、あらためて統一教会に対して、自らが生み出した被害を正面から認め、被害者に真摯に向き合い誠実に対応するように強く求めます。

3 当弁護団は、過料事件・解散命令請求事件の行方を注視するとともに、一刻も早く全ての被害者が救済されるように引き続き努力していく所存です。

以上